

## 独立行政法人国民生活センター監事（非常勤）選任理由

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすることを目的とする法人である。

消費者を取り巻く環境をみると、オンライン取引の拡大、高齢化の進行、成年年齢の引下げ、孤独・孤立問題の深刻化等の変化がみられ、これに伴って消費者トラブルは複雑化している。これらの諸課題に対し、センターは、消費生活相談に関するデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推し進めるなど、デジタル技術をフル活用し、「情報」や「知見」をもとに、効率的で質の高いサービスを提供していくことが求められている。

そうした組織にあつて、監事のポストには、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、本法人の業務内容の適正性・法令遵守状況など、業務全般の監査を行い、その結果を踏まえ、必要があると認められるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することが求められる。このため、本法人の監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

西貴久雄氏は、昭和56年に本法人に入所して以来、長年にわたり経理部に在籍し、独立行政法人の会計に関し高い専門性を有するほか、総務部長や審議役に就任し、本法人の業務や消費者政策、消費者行政に係る豊富な知識・経験を有する。

こうした知見・経験を活かし、令和3年9月からセンターの監事（非常勤）として監査業務を遂行しているが、現場の状況をよく把握しながら、センターの業務の実態と目的に鑑みた監査業務を、積極的かつ着実に遂行している。こうしたことから、同氏は、本法人を監査する立場として最適の人物であると考え、引き続き、監事となるべき者として選任したところである。

## 独立行政法人国民生活センター監事（非常勤）選任理由

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすることを目的とする法人である。

消費者を取り巻く環境をみると、オンライン取引の拡大、高齢化の進行、成年年齢の引下げ、孤独・孤立問題の深刻化等の変化がみられ、これに伴って消費者トラブルは複雑化している。これらの諸課題に対し、センターは、消費生活相談に関するデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推し進めるなど、デジタル技術をフル活用し、「情報」や「知見」をもとに、効率的で質の高いサービスを提供していくことが求められている。

そうした組織にあつて、監事のポストには、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、本法人の業務内容の適正性・法令遵守状況など、業務全般の監査を行い、その結果を踏まえ、必要があると認められるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することが求められる。このため、本法人の監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

中森真紀子氏は、公認会計士としての専門知識、豊富な監査業務の経験を有するのみならず、社外取締役等のボードメンバーとしての経験も、IT関連企業を含め、民間企業、団体など非常に多岐にわたる。第5期中期目標期間における、消費生活相談のDXの推進、センター自身の業務の効率化など、新たなチャレンジをする局面において、豊富な経験・知見を十分に活かし、マネジメント、施策、業務手法の改善等を通じた、センターの政策実施機能の向上への貢献が期待される。

こうしたことから、同氏は、消費者行政の経歴の長い西監事とともに、本法人を監査する立場として最適の人物であると考え、監事となるべき者として選任したところである。